新型コロナウィルス感染状況に対する大学の行動指針(BCP)

福島県においては、5月14日に緊急事態宣言が解除となり、発表された「新しい生活様式」では、県境をまたいでの移動以外の外出が自粛対象から外れ、学校については地域の 感染状況に応じて段階的に再開する方向が示されています。

新型コロナウィルスによる感染第 2 波、第 3 波が高い確率で予想されるなか、的確な状況判断と対応によって大学運営を継続するためのレベル(トリアージ)を設定し、各レベルでの大学の行動指針(BCP:事業継続計画)を策定しました。

行動指針は感染防止に関する下記3つのガイドラインを前提とし、恒常的に継続します。

- ①福島学院大学 新型コロナウィルス感染症防止のためのガイドライン
- ②学生生活のガイドライン
- ③面接授業再開に向けてのガイドライン

○新型コロナウィルス感染防止のための福島学院大学の行動指針 (BCP)

レベル 県の感染 者数/週	教員	授業 (講義・ 演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0 (通常)	感染に十分な注	感染に十分な	感染への注意を	感染に充分な	感染に充分な対
感 染 者	意を払い出校	注意を払い通	喚起した上で、	対策を講じた	策を講じた上
数:0~1		常授業を実施	課外活動を許可	上で、対面会	で、通常勤務
人				議を実施	
1(一部制	感染に十分な注	感染に十分な	感染への注意を	感染に充分な	感染に充分な対
限)	意を払い出校	注意を払い、	喚起した上で、	対策を講じた	策を講じた上
感 染 者		通常授業と遠	一部の課外活動	上で、対面会	で、通常勤務
数:2~3		隔授業を平行	を許可	議を実施	
人		実施			
2(低制限)	感染に十分な注	原則遠隔授業	全面禁止	対面会議は必	感染に充分な対
感 染 者	意を払い出校、	実施、優先度		要最小限、原	策を講じた上
数:4~5	滞在時間は最小	の高い一部授		則オンライン	で、時差出勤等
人	限にする	業を実施		会議	を行う

3 (中制限)	必要最小限の出	不要不急の入	全面禁止	対面会議は必	必要最小限の人
感染者数:	校、申請により	校禁止		要最小限、原	数での交替勤
6~8人	在宅勤務も可	遠隔授業のみ		則オンライン	務、それ以外は
				会議	在宅勤務
4(大制限)	不要不急以外の	入校禁止	全面禁止	オンライン会	必要最小限の人
感 染 者	学内立ち入りは	遠隔授業のみ		議のみ	数での交替勤
数:9~10	避け在宅勤務				務、それ以外は
人					在宅勤務
5原則停止	不要不急以外の	入校禁止	全面禁止	オンライン会	不要不急の勤務
感 染 者	学内立ち入りは	遠隔授業のみ		議のみ	以外は在宅勤務
数:10 人	避け在宅勤務				
以上					

※ 6月1日以降、レベルを引き上げる事態が生じた場合には速やかな状況判断をおこない、適切なレベルでの対応を決定し、周知します。